

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の一部改正について

1 国及び東京都の動向

(1) 国の動向【裏面参照】

国土交通省では、建築物のバリアフリー化を一層推進するため、『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』を2021年3月に改正しました。なお、町田市の整備基準に関わる主な改正内容として、「多機能便房に利用が集中している実態から、多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加」があります。

(2) 東京都の動向

東京都は、国の『建築設計標準』の改正に当たり、東京都福祉のまちづくり条例施行規則について、便所等の出入口の表示を「だれでもが利用できる旨を表示」から「車椅子利用者用便房の設備及び機能を表示」に、「だれでもトイレ」を「車椅子利用者用便房」に一部改正（2022年4月1日施行）する予定です。

2 町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の一部改正（2022年4月1日施行予定）

(1) 概要

町田市においても国の『建築設計標準』の改正内容を反映し、トイレの各機能を真に利用の必要な人が使えるようにするため、建築物、公園、公共交通施設の各整備基準における便所等の出入口の表示について、「全ての人ができる旨を表示」を「車椅子利用者用便房の設備及び機能を表示」に改めます。

なお、規則上「みんなのトイレ」を「車椅子利用者用便房」に改正しますが、当該便房の利用者を車椅子使用者に限定するものではありません。

(2) 新旧対照表（抜粋）

○ 別表第2 建築物（共同住宅等を除く）

	新		旧
8 便 所	<p>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>車椅子利用者用便房</u>を1以上設けること。</p> <p>(オ) <u>車椅子利用者用便房及び便所の出入口</u>には、<u>当該車椅子利用者用便房の設備及び機能</u>を表示すること。</p>	8 便 所	<p>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>みんなのトイレ</u>を1以上設けること。</p> <p>(オ) <u>出入口</u>には、<u>全ての人ができる旨</u>を表示すること。</p>

※ その他の別表「建築物（共同住宅等）」、「小規模建築物（共同住宅等を除く）」、「小規模建築物（共同住宅等）」、「公園等」、「公共交通施設」も同様の改正を予定しています。

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

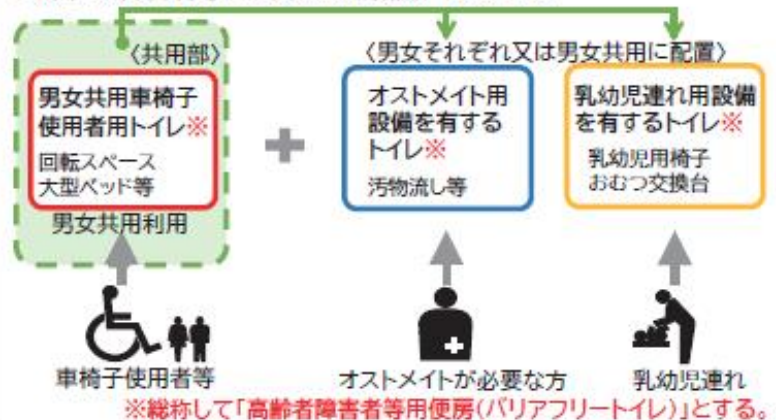
●多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加

- ・高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実

改正

分散配置を考慮した個別機能を備えた便房(機能分散化)

○多機能便房への利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、障害者等に必要個別機能トイレとする



【便房の機能を示す表示板(標識)】

高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。

【設計例】

●個別機能を備えた便房の表示例(車椅子使用者用便房・男女共用便房等)



・車椅子使用者用便房の表示と介助ベッドのピクトグラムの表示

・オストメイト用設備を有する便房

・乳幼児用設備を有する便房

●個別機能を組み合わせた便房の表示例

(利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者便房に個別機能を付加した便房)



・全ての障害者を対象とした国際シンボルマークと男女共用のみの表示(便房内は大型ベッド付き)



・便所設備(機能)の分散配置を示した表示
全ての障害者を対象とした国際シンボルマークとオストメイト用設備のピクトグラム表示のみ